

## 高浜原発・抗告審の決定要旨

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の運転を巡る仮処分の抗告審で二十八日、大阪高裁が出した決定の要旨は次の通り。

### 【安全性の判断方法】

東京電力福島第1原発事故の反省と教訓を踏まえ、原発の安全性審査に関する規制委員会により策定された基準に適合する原発は、審査の過程に不合理な点がない限り、安全性を真備すると考えられる。

関電は原発の設置者として施設、設備、機器に関する安全性の資料を全て保有する。新規制基準に適合することとはまず関電が立証すべきで、不十分な場合は住民の生命や身体を侵害する具体的な危険があると推認される。

### 【地震への安全確保】

新規制基準を踏まえ、関電は震源地を特定した場合、特定しない場合の基準地震動をそれぞれ策定した。関電が用いた関係式や震動予測の手法は、原子炉設置許可の審査などで合理的が検証されて広く用いられるもので、本件原発の基準地震動が過小だとは言えない。

策定に伴い関電は、約30カ所に及ぶ耐震補強工事を実施した。安全上重要な設備については、基準地震動への抵抗力を解析した結果、定められた許容値を下回ることも確認した。規制委は本件原発が新規制基準に適合することを確認し

た。

住民側は熊本地震（2016年）を受け、「本件原発の安全性審査で、基準地震動に相当する揺れが連続して発生する事態を全く想定していない」と主張する。

だが関電の地震動評価は詳細な調査に基づき、保守的な条件設定の下でなされており、基準地震動は十分な大きさだ。地域的な特性も踏まえると、本件原発が基準地震動に相当する大きさの地震動に襲われる可能性は非常に低く、連続して発生することはほぼあり得ない。連続して襲われたとしても、本件原発の安全性は確保されると言える。

### 【津波への安全確保】

関電は過去の津波についての文献、堆積物を調査したが、本件原発の安全性に影響するような記録や痕跡は認められなかった。海上音波探査などの結果に基づく、最も水位の影響が大きくなるケースを抽出し、基準津波を策定した。また津波が防潮堤などの設置された敷地に流入せず、海水ポンプが安全機能を保持できることも確認した。

### 【原子力災害対策】

新規制基準は「深層防護」の考え方に基づき、自然的な立地条件、事故防止に関する安全確保対策に加え、想定した重大事故対策を講じることを求めており、炉心の著しい損傷を防止する確実性は高度なものだ。加えて原子力災害対策

た。

## 高浜原発仮処分・抗告審の争点

	住民側	関西電力側	大津地裁決定(2016年3月9日)	大阪高裁決定(17年3月28日)
新規制基準	東京電力福島第1原発事故の教訓が生かされず、国際的にも低い水準に照らして遜色ない	原子力規制委員会が、原発事故を教訓に策定した。国際基準に照らしても、本件原発の安全性は確保できるを得ない	福島の事故の教訓を踏まえ、最新の科学的・技術的知見に基づいて、安全基準を策定する	高浜原発で新規制基準の基準地震動規模の揺れが起きる可能性は低く、連続する可能性はない
地震対策	東京電力福島第1原発事故の教訓が生かされず、国際的にも低い水準に照らして遜色ない	原子力規制委員会が、原発事故を教訓に策定した。国際基準に照らしても、本件原発の安全性は確保できるを得ない	福島の事故の教訓を踏まえ、最新の科学的・技術的知見に基づいて、安全基準を策定する	高浜原発で新規制基準の基準地震動規模の揺れが起きる可能性は低く、連続する可能性はない

は、原発で炉心の著しい損傷が生じ、原子炉格納容器が大規模破損するなどして放射性物質が周辺環境へ異常放出される事態をあえて想定し、防護を目的として講じられる。また避難計画は事業者だけでなく、国や地方自治体が主体となり、連携して責務を果たすことで適切に実施される。

本件原発については、国、自治体、関電、自衛隊、警察等の関係機関の役割が「高浜地域の緊急時対応」としてまとめられ、避難計画等の原子力災害対策の結果に基づき改善の取り組みも行われている。避難計画等の原子力災害対策にはさまざま点で改善の余地があるが、取り組みの姿勢は適切なもので、不合理な点は認められない。

### 【結論】

本件原発の安全性が欠如しているとの証明があると言えないから、運転差止めを認めた大津地裁の仮処分決定を取り消し、住民側の申し立てを却下すべき